

財 関 第 1074 号
令和 7 年 10 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

分類例規の一部改正について

分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 8 年 1 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
4421. 99	1. 菌床きのご栽培用培地 輸入統計品目表第 4421. 99 号において「菌床きのご栽培用培地」とは、<u>のこくず又は木くずの培地基材に、菌糸の成長、子実体の発生、生育等のため、米ぬか、ふすま、ホミニフィード、コーンブラン、炭酸カルシウム、消石灰その他の培地添加物を加え、成型し、殺菌処理したもので、植菌前のものをいう。この培地は通常、円柱状又はブロック状をしており、プラスチック製の透明な袋に詰めた状態で提示される。</u> なお、植菌後のものは白色の菌糸が培地に広がった状態又はそれにより隆起を形成し褐変した状態が目視で確認できるという点で、本号の物品とは区別される。 外観例 		(新 規)
7204. 49	2. ヘビーくず (1) <u>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が 1 kg 以上 1,000kg 以下のものをいう。</u> (注) プレスくずとは、圧縮成形されたもので、全て長方形になっている。 (参考) ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。	7204. 49	2. ヘビーくず ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が 1 kg 以上 1,000kg 以下のものをいう。 (注) プレスくずとは、圧縮成形されたもので、全て長方形になっている。 (参考) ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前													
	<table><tr><td>厚さ</td><td>1mm 以上～ 500mm 以下</td></tr><tr><td>幅又は高さ</td><td>300mm 以上～ 500mm 以下</td></tr><tr><td>長さ</td><td>300mm 以上～1, 200mm 以下</td></tr></table>	厚さ	1mm 以上～ 500mm 以下	幅又は高さ	300mm 以上～ 500mm 以下	長さ	300mm 以上～1, 200mm 以下		<table><tr><td>高さ</td><td>1mm 以上～ 500mm 以下</td></tr><tr><td>幅</td><td>300mm 以上～ 500mm 以下</td></tr><tr><td>長さ</td><td>300mm 以上～1, 200mm 以下</td></tr></table>	高さ	1mm 以上～ 500mm 以下	幅	300mm 以上～ 500mm 以下	長さ	300mm 以上～1, 200mm 以下
厚さ	1mm 以上～ 500mm 以下														
幅又は高さ	300mm 以上～ 500mm 以下														
長さ	300mm 以上～1, 200mm 以下														
高さ	1mm 以上～ 500mm 以下														
幅	300mm 以上～ 500mm 以下														
長さ	300mm 以上～1, 200mm 以下														
(2) 本号において「厚さが 6 ミリメートル以上のもの」(輸出統計細分 110) には、最も厚みの薄い部分の厚さが 6 ミリメートル以上のものが分類される (最も厚みの薄い部分の厚さが 6 ミリメートル未満のものと分けていないものを除く。)。めっきによる表面処理等がされていないために外見上は錆びて茶色になっているものが多い。 等級として、厚さが 6 ミリメートル以上のものは「H S」又は「H 1」、厚さが 6 ミリメートル未満のものは「H 2」、「H 3」又は「H 4」の表記で取引されることがある。															
外観例 (厚さが 6 ミリメートル以上のもの)															
															
7306. 40	1. フェライト系のもの 輸入統計品目表第 7306. 40 号において「フェライト系のもの」(統計細分 010) とは、同号に分類されるものであって、ニッケルの含有量が全重量の 0. 6% 以下のものをいい、日本産業規格 G3459 に定める種類の記号が次のいずれかに該当するものをいう。	(新 規)													